

## 神奈川県がん克服条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

「がん対策基本法」（以下「法」という。）の一部改正、第3期「がん対策推進基本計画」の策定を受け、「神奈川県がん対策推進計画」（以下「県計画」という。）を平成29年度中に改定する予定であることから、条例附則第2項の規定に基づく見直し検討の結果を踏まえ、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

#### (1) 事業主の責務の新設

法で新たに、「事業主の責務」が新設されたことを踏まえ、事業主の責務について、条文を新設する。

#### (2) 新たな施策として現行条文に追加

##### ア 医科と歯科との適切な連携

県計画に、がん治療における医科と歯科との適切な連携を盛り込むことに伴い、現行条文に追加する。

##### イ リハビリテーションの提供の促進

県計画に、リハビリテーションの提供の促進を盛り込むことに伴い、現行条文に追加する。

##### ウ がん患者における学習と治療との両立

法で新たに、小児がんの患者その他のがん患者の支援の充実に向けて、教育と治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができる環境の整備が盛り込まれたことを踏まえ、同様の内容を現行条文に追加する。

#### (3) 「神奈川県がん対策推進審議会」の設置

現行の「神奈川県がん対策推進協議会」に代えて、県計画の進行管理等を行う「神奈川県がん対策推進審議会」を設置することについて、条文を新設する。

#### (4) 現行条文、見出しの修正

##### ア 目的

法の「目的」及び「基本理念」の条文に、がん患者の支援や社会環境の整備が追加されたことを踏まえ、同様の内容を現行条文に追加する。

##### イ 県民の責務

法の「国民の責務」の条文に、がん患者に関する理解を深めるように努めなければならない旨が追加されたことを踏まえ、同様の内容を現行条文に追加する。

#### ウ 未病の改善によるがんの予防等

県計画に、がんの未病改善を施策の大柱として位置づけたことに伴い、見出し及び条文中に「未病の改善」について追加する。

#### エ がん医療に関する情報の収集及び提供

がん登録等の推進に関する法律が施行され、がん登録が法定の取組みとなったため、現行条文中に追加する。

#### オ 研究の推進

(7) 法の「研究の推進等」の条文中に、がん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項が追加されたことを踏まえ、同様の内容を現行条文中に追加する。

(4) 法の「がん患者の療養生活の質の維持向上」の条文中の「がん患者の療養生活」に、「これに係るその家族の生活を含む」ことが追加されたことを踏まえ、同様の内容を現行条文中に追加する。

#### カ 患者等の支援

がん患者等の支援にあたっては、正しい情報の提供が不可欠なことから「情報提供の促進」について、現行条文中に追加する。

#### キ がん教育の推進

法で「がんに関する教育の推進」の条文が新設されたことを踏まえ、現行条文中におけるがん教育の対象を「児童及び生徒」から「県民」に改める。

#### ク 条例の見直し検討時期と県計画の策定時期の整合

国基本計画及び県計画の見直し期間との整合を図るため、見直し規定の改正を行う。

### 3 施行期日

平成30年4月1日